

京都市創業支援工場条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例  
第133号）（産業観光局商工部産業振興課）

本市が京都市創業支援工場の管理を行うものとするために規定を整備すること  
としました。

この条例は、平成18年3月27日から施行することとしました。

京都市創業支援工場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第133号

京都市創業支援工場条例の一部を改正する条例

京都市創業支援工場条例の一部を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(産業観光局商工部産業振興課)